

会計・開示ダイジェスト

会計及び開示を巡る動向 2024年4月号

No.24-05

有限責任 あずさ監査法人



会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA）及びサステナビリティ基準委員会（SSBJ）

今月、特にお知らせする事項はありません。

2. 東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

3. 金融庁

今月、特にお知らせする事項はありません。

4. 法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

5. 国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

【最終基準】

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の公表

IASBは2024年4月、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」(以下、本基準という)を公表しました。本基準は公開草案(ED/2019/7)「全般的な表示及び開示」について寄せられたコメントを踏まえ、審議を重ねた結果として公表されたものであり、主に、純損益計算書の財務業績に関する情報の改善に焦点を当てています。

- 純損益計算書の構成
純損益計算書において、収益及び費用を5つの区分に分け、純損益に至る前の2つの段階で新たな小計(損益)を表示することが求められています。
- 情報の詳細さ(集約又は分解)のレベルについて取り扱う原則及び要求事項の導入
情報を基本財務諸表と注記のいずれに掲載すべきかの判断に資するため、それぞれの役割を明確化するとともに、情報の集約及び分解の原則及び要求事項が定められています。
- 経営者が定義した業績指標
「経営者が定義した業績指標」を明確化したうえで、要件を満たすすべての指標について、財務諸表の単一の注記において特定の開示を行うことが求められています。

本基準は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用が認められます。また、一定の経過措置が設けられています。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報\(2024年4月24日\)](#)

【アジェンダ決定】

引継期間中の継続雇用を条件とする支払(IFRS第3号)

企業が取得した事業の売主に対する支払が、取得後の引継期間中の売主の継続雇用を条件とする場合の会計処理についてのIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定が確定し、IFRIC Updateへの補遺としてリリースされました。

委員会による調査の結果、本論点に係る実務のばらつきは認められないと判断されたことから、当該論点を基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないことが決定されました。なお、委員会は、そのような継続雇用を条件とする支払は、通常、追加の取得対価ではなく、取得後の報酬費用として会計処理すると指摘しています。

あずさ監査法人解説資料：[IFRS解釈指針委員会ニュース\(2024年6月\)](#)(後日掲載予定)

気候関連のコミットメント (IAS第37号)

温室効果ガス排出を削減または相殺するという企業のコミットメントに対して IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づく引当金の認識・測定要件がどのように適用されるのかについてのIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定が確定し、IFRIC Updateへの補遺としてリリースされました。

委員会による審議の結果、IFRS会計基準上の扱いは明らかであると判断されたことから、当該論点を基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないことが決定されました。

あずさ監査法人解説資料：[IFRS解釈指針委員会ニュース \(2024年6月\)](#) (後日掲載予定)

6. 米国財務会計基準審議会 (FASB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

■ 関連資料紹介

- [IFRS解釈指針委員会ニュース \(2024年3月\)](#)
- [2024年3月期決算の留意事項 \(会計\)](#)
- [IFRS会計基準年次財務諸表ガイド - 開示例 \(2023年9月版\)](#)
- [IFRS会計基準年次財務諸表ガイド - 開示チェックリスト \(2023年9月版\)](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ 会計・監査コンテンツアーカイブのご紹介

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞込み、一覧表示することができます。

kpmg.com/jp/search-tool



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

この度、KPMGジャパンは、KPMGジャパンのセミナーや、動画コンテンツを会員限定で提供するウェブサイト「KPMG Japan Insight Plus」を開設いたしました。

KPMGジャパンのナレッジを、ビジネストピック別にご紹介しているほか、会員登録の際にご興味のあるトピックを選択いただくと、その内容が定期的にメールにて配信されるサービスもご提供しています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここに情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IAS®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- [あずさ監査法人トップページ\(Link\)](#)
- [日本基準 \(Link\)](#)
- [IFRS会計基準 \(Link\)](#)
- [米国基準 \(Link\)](#)